

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営吉田沢渡地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めるに当たり、同条第六項の規定による協議を行うので、同条第七項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

令和八年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営吉田沢渡地区土地改良事業（区画整理事業）計画概要書

二 縦覧期間

令和八年三月十三日から令和八年四月十三日まで

三 縦覧場所

大和町役場

四 意見書の提出について

1 提出期限 令和八年四月十三日

2 提出方法 宮城県仙台地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八一―八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四―十七

電子メールアドレス s d s g s i n k s @ p r e f . m i y a g i . l g . j p

3 意見書様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、大和町役場で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。